

## 第65回議会力向上会議記録（抄）

（5. 6. 30）

### 一、正副座長について

冒頭、当会議の座長に議会運営委員会委員長の吉川敏文議員が、副座長に議会運営委員会副委員長の西川良平議員が就任する旨の報告があった。

### 一、会議運営におけるタブレット端末等の活用について

座長より、本日の会議から、議会運営委員会と同様に、タブレット端末を活用し、座長席は会議資料をタブレット端末に表示するなど、会議運営のペーパーレス化を試行する旨の報告があった。

また、出席者等に議論をわかりやすくするため、座長席の後部に設置したモニターに協議中の会議資料を投影することを確認した。

### 一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

協議に先立ち、座長より、次のとおり説明があった。

#### 【座長の説明】

- 今年度の協議項目は、地方自治法等の改正に伴う項目が多いため、各会派等において周知を行い、十分、検討を重ねていただきたい。
- 地方自治法等の改正に伴う案件については、本日は主に改正内容等の説明、協議いただきたい具体的内容の説明とし、一度、各会派等で持ち帰って十分検討し、次回、会議で各会派等の意向を持ち寄ることとする。

### 1. 今年度の協議項目及び年間スケジュールについて（資料1 参照）

今年度、議会力向上会議で協議すべき案件と年間スケジュールについて、正副座長案が示された。

#### 【協議結果】

正副座長案を了承し、合意されたスケジュール案で進行することとした。

なお、協議項目の追加等があれば、次回の会議で報告することとなった。

### 2. クラウドシステム・チャットシステム（令和5年10月～）について（資料2 参照）

案件に入るに先立ち、座長から、総務省では各地方議会が自主的に行う取組事例をホームページで紹介しており、本市議会のクラウドシステムの導入・活用によるペーパーレス化の取り組みが、地方議会のデジタル化の先進事例として掲載された旨の報告があった。

また、総務省に先進事例として取り上げていただいたことは光栄であり、今後も、これを励みとしながら、より一層デジタル化を推進していきたいとの発言があった。

#### 【座長の説明】

座長より、次のとおり説明があった。

○前任期中の令和4年2月及び同年3月にそれぞれ運用を開始したクラウドシステム及びチャットシステムについては、議員改選後にシステムの仕様等について改めて協議・確認するため、それぞれの契約期間を令和5年9月30日までとしている。

○このたび、クラウドシステムに対する改善要望とその対応状況及び、チャットシステムの現状について、事務局から説明の後、10月以降に契約予定のシステムの仕様等について、各会派等の意向を聴取したい。

○事務局からの報告では、ワーキンググループ答申（令和3年8月16日）の仕様を満たすシステムは、クラウドシステム、チャットシステムとも現在使用しているシステムしかない状況にある。このことから、これまでと同様に改善要望については契約業者に対応してもらいながら、両システムを令和6年度まで引き続き使用し、今任期のチェックポイントとして、中間である令和7年度予算要求に向けて、令和6年度中にシステムの仕様等の協議・検討を行いたい。

**【事務局からの報告】**

○クラウドシステムに対する改善要望とその対応状況について報告した。

○ワーキンググループ答申（令和3年8月16日）の仕様を満たすシステムは、クラウドシステム、チャットシステムとも現在使用しているシステムしかない状況にある。

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとした。

なお、座長から、10月1日から次期システムの運用を開始できるよう契約手続きを行う必要があるため、8月定例会の初日議会運営委員会までに意見を取りまとめる必要があるとの発言があった。

**3. 議案書等のペーパーレス化について（資料3 参照）**

○クラウドシステム導入後のペーパーレス化の推進について

座長より、本件については、ペーパーレス化対応一覧のとおり、令和3年8月19日議会運営委員会において確認しているが、その後さらにペーパーレス化を行っている項目もあるため、その内容を更新の上、次回の会議で示し、改めて協議するとの説明があった。

○議案書のペーパーレス化について

前回の会議において、議員改選後に引き続き協議することとしていた議案書の完全なペーパーレス化について、現状の議案書の印刷部数の状況及び国会における議案書をはじめとしたペーパーレス化の状況について、事務局から説明の後、各会派等の意向を聴取した。

**【各会派等から出された主な意見】**

堺 創 志 会	○議員配布分の冊数については、議員の任期ごとに確認したほうがよい。
---------	-----------------------------------

**【座長の意見】**

議会としてペーパーレス化を推進することは既に決定しているため、各議員にはペーパーレス化に協力いただきたい。

**【協議結果】**

本件については、議員配布分（10冊）の対応を含め、各会派等に持ち帰り、次回の会議で協議することとなった。

なお、本件は令和6年度予算要求に関係するため、10月初旬までに結論を出すことを確認した。

**4. クラウドシステムを活用した会議運営のペーパーレス化について**

本件について、クラウドシステム・タブレット端末を活用した会議運営のペーパーレス化の本格導入に向け、議会内での環境整備が整ったことから、本会議や委員会等、議会内で行う全ての会議において、会議運営のペーパーレス化を導入することについて、座長より、次のとおり説明があった。

**【座長の説明】**

○会議運営のペーパーレス化

具体的には、本会議や委員会等において、紙文書の配布とクラウドシステムでの閲覧を併用している会議資料等のペーパーレス化、議長・委員長・事務局が使用する紙文書のペーパーレス化、並びに会議資料等を表示する機器の設置を行うもの。

○現在の試行状況

・本会議（令和5年2月定例会の大綱質疑本会議）

議長席において、議長の次第書や会議資料等をタブレット端末に表示。

議員席に紙配布していた大綱質疑通告書をクラウドシステムで閲覧。

・議会運営委員会（令和5年5月15日から試行中）

委員長席において、会議資料をタブレット端末に表示。

委員長席の後部に設置したモニターに協議中の会議資料を投影。

・議会力向上会議

令和5年6月30日から試行実施。実施内容は議会運営委員会と同様。

○ペーパーレス化は、会議資料全てと捉えるのではなく、内容によって判断してもいいのではないかと考える。

**【各会派等より出された主な意見】**

大阪維新の会 堺市議会議員団	○ペーパーレス化の推進の協議のはずが、ペーパーレス化の例外の議論ばかり行われ、本来の目的であるペーパーレス化実現に向けての話が進まない。議論の進め方の検討が必要ではないか。
堺創志会	○ペーパーレス化は推進すべきであるが、対応できない議員への配慮は必要である。

**【座長の意見】**

紙文書を必要とする場合は、紙文書が必要である理由を明らかにしなければならない。一方、ペーパーレス化には、コストダウンや環境面への配慮などの効果があるが、会議の円滑な運営や審議等を充実させることが議会本来の役割であり、その役割が損なわれることのないようにしなければならない。

#### 【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとした。

#### 5. 【委員会】 オンライン出席事由について（資料4・5 参照）

本件について、総務省から、委員会については災害の発生や育児・介護等の事由をもって、議員がオンラインによる方法で委員会への出席を可能にすることについて、各団体の判断で可能とすることも差し支えないとの見解が示されたことから、座長より、次のとおり説明があった。

#### 【座長の説明】

○現行の委員会条例等は、委員会へのオンライン出席を認める事由を「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等」としているが、現状に合致していないため、改正が必要である。

○合わせて、災害の発生や育児・介護等の事由をもってオンライン出席できるように委員会条例等を改正するのか検討していただきたい。また、改正する場合、その具体的な運用等についても協議いただきたい。

#### 【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

#### 6. 手続きのオンライン化について（政務活動費）（資料6～8 参照）

本件について、地方自治法の改正により、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、議長に提出する当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書について、条例で定めるところにより、書面だけでなく電磁的記録をもって行うことが可能となったことから、提出書類（挙証資料等含む）のオンライン提出について、座長より、次のとおり説明があった。

#### 【座長の説明】

○政務活動費に関する地方自治法改正の施行日は令和6年4月1日となる。

○政務活動費の運用指針に示すマーカー部分が、規定等の該当箇所であり、あわせて提出を義務付ける書類等である。また、提出書類等は一覧表にし整理した。

○領収書等添付書類である挙証資料については、提出方法の検討が必要である。

○市政報告等のチラシは運用指針では現物提出としているが、その対応の検討も必要である。

#### 【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で、以下の内容について協議することとなった。

- ・オンライン提出できるように規定等を改正するのか。
- ・オンライン提出を可能とするのであれば、オンライン提出の対象とする書類（挙証資料含む）

#### 7. 議員の請負状況の公表について（資料9～17 参照）

本件について、地方自治法等の改正により、地方公共団体の議会の議員個人による当該地方公共団体に対する請負に関する規制が緩和され、各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が税込み300万円を超えない範囲において可能となったことから、本市議会として、議員個人の請負の状況の透明性の確保についての取り組み、仕組み・手法等について、座長より、次の

とおり説明があった。

**【座長の説明】**

- 政府は、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うこととされた。これにより、総務省より、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であるとの助言がなされた。このように本市議会として、議員個人の請負の状況の透明性の確保は重要であると考えます。
- 全国市議会議長会では、透明性の確保の取り組み例として各議会で制定する参考条例等について、総務省と協議の上、作成されており、参考までに配布した。
- 地方自治法の改正により、議員個人による請負の対価の総額の上限額は、会計年度（4月から翌年3月まで）ごとに税込み300万円とされている。一方、堺市議会議員の倫理に関する条例及び施行規則に基づく収入・所得等の報告は、年（1月から12月まで）を対象としており、報告の対象となる期間が相違していることから、資産報告に議員個人の請負の状況の報告を追加するのは混乱が生じるものと考えます。
- 令和5年度の請負状況を令和6年度に報告するに当たり、議会独自の条例等を制定する場合は、遅くとも令和6年2月定例会で制定する必要がある。

**【協議結果】**

本件については、各党派等に持ち帰り、次回の会議で以下の内容について協議することとなった。

- ・全国市議会議長会が示す参考条例等を参考にして、議会独自の条例等を制定するのか。
- ・その他の対応とするのか、またその仕組み・手法。

**8. 堺市議会業務継続計画（議会BCP）及び対応マニュアルの改正について（資料18・19 参照）**

本件について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、見直しを行った堺市議会業務継続計画（議会BCP）及び同対応マニュアルについて、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類感染症へ移行したことに伴い、現状に合致せず見直しが必要となったことから、座長より、次のとおり説明があった。

**【座長の説明】**

- 議会BCPが対象とする災害として、「(5)本市域を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたとき」を追加するなど、新型コロナウイルス感染症の対応に関して、見直しを行い、あわせて同対応マニュアルも見直しを行ってきた。
- 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが、2類相当から5類感染症へ移行したことに伴い、現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令対象から除外されており、現時点では、議会BCP及び同対応マニュアルが、現状に合致しておらず、見直す必要がある。その該当箇所については、資料に示したマーカー部分である。
- 今後、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると国が認定する新たな感染症の出

現など、本市域を対象に緊急事態宣言が発令されることを想定することは重要と考える。

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で以下の内容について協議することとなった。

- ・議会BCPの対象災害は変更しないこととするのか。  
「(5)本市域を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたとき」は対象災害のままとするのか。
- ・対象災害を変更しない場合は、「新型コロナウイルス感染症」の文言の扱い。

9. 議会報告会について

本件について、昨年度の実施内容の振り返りを踏まえて、今年度の開催をどのような手法で行うのか、また、開催時期・運営方法について、各会派等の意向を聴取した。

**【各会派等より出された主な意見】**

長谷川俊英議員	最も頭を悩ませるのが、参加者数の減少に対してどう対応するかということである。他自治体では地域に出向いて開催している事例もあり、その辺りについても検討いただきたい。
---------	---

**【座長の説明】**

○本市議会では議会基本条例を定め、議会の機能を高めていく決意をした中で、議会報告会も非常に重要なものと位置づけられている。本来の目的に合致する議会報告会のあり方について議論いただきたい。

○令和5年11月の開催であれば8月定例会までに、令和6年1月の開催であれば10月末までに開催概要を決定する必要がある。

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとした。

10. 本会議・委員会のインターネット中継について（資料20 参照）

市議会の活動や情報を積極的に発信していくための取組の一環として実施しているインターネット中継について、現在使用している中継システムの契約期間が令和6年1月31日で終了するため、同システムの更新に当たり、利便性や費用面を鑑み、正副座長案が示された。内容について事務局から説明の後、各会派等の意向を聴取した。

**【各会派等より出された主な意見】**

公明党堺市議団	○YouTube で配信する場合は、悪意をもって映像が加工されたときは、その映像が拡散される可能性がある。
自由民主党・市民クラブ	○正副座長案でよい。 ○悪意をもって加工された映像を拡散された経験から、人権や差別発言、名誉毀損に関わるような問題にはセンシティブにならないと考える。そのための何らかの措置が必要と考える。
堺創志会	○YouTube に編集した映像を配信することによりコストは下がる。正副

	<p>座長案のとおり経費削減することは賛成する。</p> <p>○映像をダウンロードできる仕様にしていただきたい。</p> <p>○配信映像を加工される懸念があるのであれば、会議録（速記録）の公開を早めることも検討していただきたい。</p>
長谷川俊英議員	<p>○これまでYouTube 配信を行ってこなかった理由として、加工・編集した映像を公開すべきであるということが原点にあったのではないか。これを覆してよいのか整理が必要である。</p>

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとした。

また、座長から、政令指定都市の状況について整理するよう指示があり、事務局において整理することとなった。

11. 第66回議会力向上会議の開催日時について

本件については、令和5年8月14日（月）午後2時から開催することとした